平成２１年（フ）第３３１９号
愛知県半田市瑞穂町６丁目７番地の10　県営半田康衛住宅405号
債務者　高須　尚子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８１号
広島市西区観音新町２丁目17番34号
債務者　橋田　　章
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８７号
広島市南区皆実町５丁目９―16、住民票上の住所広島市南区皆実町５丁目９番18号
債務者　本山　秀二
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９９号
広島市安佐南区沼田町大字伴3400番地の５
債務者　杉本　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１３号
広島市南区東雲本町１丁目９番14―302号
債務者　藤永　聡資
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３６号
広島市安佐北区白木町大字井原4211番地２
債務者　大下　　香
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３９号
広島市安佐北区三入東２丁目31番３号
債務者　小形　一男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１２号
広島市中区土橋町２番18―506号
債務者　刎本　　優
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７号
香川県善通寺市弘田町975番地、住民票上の住所香川県観音寺市柞田町丙598番地２
債務者　冨田　正憲
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４５１号
福岡県久留米市津福本町225番地１　メゾンドパラージュ203号
債務者　八尋　綾子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７７４号
大分市大字下郡2650番地の２
債務者　大石　千恵
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０１号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目30番12号ＹＭコスモス202号
債務者　吉元めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目24番17号榎園アパート201号
債務者　大久保まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１９号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目１番７号
債務者　坂井　俊明
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５２号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目15番地14セジュールニシムラ101号
債務者　松藤　栄作
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７０号
鹿児島県鹿児島市西千石町７番36―1003号
債務者　寺村　広美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７１号
鹿児島県鹿児島市城西１丁目20番17―103号
債務者　草野　充裕
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係